

令和 7 年度行財政運営方針

令和 7 年度における高知市予算規則（昭和 54 年規則第 45 号）第 9 条に規定する予算執行方針と併せて、行財政運営の基本方針として、以下のとおり、「令和 7 年度行財政運営方針」を定める。

1 総括的事項

(1) 令和 7 年度予算編成

令和 7 年度予算は、それぞれの世代が分断されことなくお互いが支え合う「共生社会」を実現するための 5 つのまちづくりビジョンに加え、総合計画後期基本計画第 2 次実施計画の施策を着実に推進することを基本に編成した。

予算編成にあたっては、各部局の概算要求段階における財源不足額が 78.0 億円に達していたことから、厳格な優先順位付けの下、事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、高知県人口減少対策総合交付金を活用したほか、国の補正予算等の有利な財源の活用に努めたものの、最終的に残った財源不足に対し、財政調整基金と減債基金を合わせて 36.2 億円（前年度：43.0 億円）取り崩し、何とか収支の均衡を図った。

(2) 令和 7 年度財政状況

これにより、財源調整として活用できる財政調整基金と減債基金を合わせた残高は、予算ベースで約 2.5 億円となり、令和 7 年度においても、厳しい財政運営を余儀なくされることから、ふるさと納税の推進やネーミングライツのさらなる推進等をはじめとする税外収入などの歳入確保の徹底や事務事業の抜本的な見直し、投資事業の平準化・先送りによる公債費負担の低減など、「高知市財政健全化プラン（2023 年度版）」で定めた歳出削減に着実に取り組むこととする。

併せて、財政構造の刷新に向け、令和 6 年度に開催した「高知市財政問題懇話会」でいただいたご意見を踏まえ、歳入確保や歳出削減など、財政構造改革のための具体的な方策について、全庁を挙げて検討を進める。

また、当初予算においては、5 つのまちづくりビジョンや総合計画後期基本計画第 2 次実施計画に登載した施策を推進するための予算は確保できたものの、令和 7 年度の補正予算では、現時点で 23 億円程度の一般財源が必要と見込まれている。

(3) 今後の財政収支見通し

今後の財政収支見通しについて、歳入では、不確定要素として、長引く物価高騰の影響等により、企業収益の市税収入への影響が懸念されるほか、適切な需要算入を行うこととされた地方交付税の算定方法が不透明であることや、歳出では、電気料金やガソリン価格等の高止まり、システム標準化関連経費の見込み及び第 2 次実施計画ベースでの投資的経費などを踏まえ試算した結果、令和 5 年度から 7 年度までの 3 か年

で83億円程度の財源不足が見込まれている。令和6年度の決算不用額や令和7年度の普通交付税の算定結果にもよるが、非常に厳しい財政状況である。

(4) 令和7年度の予算執行について

これらを踏まえ、令和7年度の予算執行にあたっては、来年度予算編成に向けて財政調整基金等の取崩しを抑制する必要があることから、創意工夫による財源確保、経費節減に取り組むことが不可欠であり、予算を漫然と執行することなく、事業実施段階で改めて市民の求める真に必要なサービスを最少のコストで提供する観点から常に見直しを行い、計画的・効率的かつ適正な予算執行を徹底すること。また、歳出予算のうち、契約完了などにより事業目標を達成したもの等の残額は不用額として減額補正に努めることとする。

事業の推進に際しては、総合計画において設定した成果指標の達成に向けて、PDCAサイクルを着実に推進しながら実効性のある事業展開を図ることとし、その実務においては、「令和7年度行財政運営方針(実務編)」に基づき、適正に行うこと。

2 5つのまちづくりビジョンの取組

(1) 「夢がかなえられる街、高知市」

- ① 「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども施策を総合的に推進するため、より効果的な実施・評価を行う「こども計画」の策定に着手する。
- ② 中学生までの子ども医療費助成の通年化や中学進学時祝金の支給などにより、子どもの健康と福祉の増進や家計の負担を軽減するとともに、産後ケア事業を拡充することにより母子の心身のケアや育児サポート等を行うほか、ファミリーサポートセンター事業の拡充や放課後学習室土曜日開設モデル事業により、安心できる子育て環境をつくることにより、人口減少の抑制につなげる。
- ③ 国の「こども未来戦略」に基づき、妊娠・出産期からの経済的支援と伴走型相談支援の実施や、児童手当の拡充の通年化など、妊娠期からの切れ目のない支援を着実に実施するとともに、「こどもみらいセンター」を中心に、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的相談支援を行うことでさらなる充実を図り、こども・子育てにやさしい社会づくり政策を強力に推進する。
- ④ 新たに策定した「第3期 高知市地域福祉活動推進計画」に基づく取組を着実に進めるとともに、高齢・障がい・子ども・生活困窮分野の「相談支援」と「地域づくり」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」に取り組み、庁内外の関係部署等との連携体制をさらに強化する。

(2) 「県都にふさわしい教育都市、高知市」

- ① 不登校傾向にある生徒の学校内の居場所を確保し、個に応じた適切な支援を行う「校内サポートルーム」を新たに5校に設置するなど、一人ひとりが能力や個性を伸ばし、豊かに生き抜いていく力を身に付けるための活力あふれる学習の場の確保に努め、魅力ある教育環境づくりを目指す。また、課題を抱える児童生徒への支援力向上のため、新たに常勤スクールソーシャルワーカーを2名配置するほか、学校カウンセラーを全ての小・中学校に配置し、不登校支援を含む教育相談体制の充実を図る。
- ② 学力向上対策では、A I型デジタルドリルなど、デジタル技術を最大限活用し、子どもたち一人ひとりの学びを大事にした「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るとともに、G I G Aスクール構想を推進するなど、学力向上の取組の充実を図る。
- ③ 高知ユナイテッドS Cと積極的に連携し、地域スポーツの振興をはじめ、地域活性化や観光振興、さらに人口減少対策にも取り組むなど、プロスポーツクラブとの協働による新たな取組を進める。

(3) 「県都の使命を果たす、高知市」

- ① 大阪・関西万博を契機とした外商施策を推進するため、県が行う関西戦略と相互に連携するなど、販路拡大施策を積極的に展開する。また、台湾で「高知物産展」を開催するなど、海外への外商施策を推進する。
- ② 令和5年6月に策定した「中小企業・小規模企業振興戦略プラン」の重点事項であり、中小企業・小規模企業の喫緊の課題ともなっている人材確保及びデジタル化への支援を拡充し、中小企業・小規模企業の発展と、地域経済の持続的な成長及び市民生活の向上を図るとともに、市内企業の流出抑制と市域での企業立地を促進するため、企業の意向調査を行い、「地域未来投資促進法」を活用した企業移転等についての研究を進める。
- ③ 発信力の強化として、「シティプロモーション事業」，「高知市P R大使事業」，「観光プロモーション事業」，「大阪・関西万博P R事業」などに取り組む、効果的なP Rを行うことで、国内外における認知度向上を図る。
- ④ NHK連続テレビ小説「あんぱん」を通じた誘客キャンペーンに取り組むほか、福井市や渋谷区との協定を契機とした観光振興にも積極的に取り組むとともに、観光閑散期にあたる冬季には、実行委員会形式へと移行したクリスマスマーケットを継続して開催することにより、さらなる誘客促進へつなげる。

- ⑤ 令和5年にリニューアルした桂浜公園では、指定管理者と園内施設が連携し合同イベントの開催などソフト事業の充実に取り組むことにより滞在時間の延伸を図るとともに、他の観光地への周遊促進等により宿泊や消費に結びつけていくための周遊拠点としての機能強化を図る。

(4) 「安心して暮らせる，高知市」

- ① 南海トラフ地震対策として、施策の推進方針や重要業績指標を示した「高知市強靱化計画」に基づく「高知市強靱化アクションプラン」における施策の取組内容や重要業績指標の目標値を踏まえて具体的な事業に取り組む。
- ② 東消防署三里出張所の移転整備や住宅の耐震化促進、避難所におけるトイレ環境対策として、マンホールトイレの整備やLED照明の配備等に取り組む。
- ③ 高齢者や障がい者などの避難時に配慮を要する避難行動要支援者対策に重点的に取り組むほか、自主防災組織の育成、守った命をつなぐ対策として、指定避難所への食糧や生活必需品、簡易トイレ等の備蓄を進めるとともに、福祉避難所に指定している高知特別支援学校屋内運動場への空調設備の整備に向けて取り組む。
また、新たに民間事業者の防災資機材配備に対する補助制度を創設し、さらなる地域防災力の向上を図る。
- ④ 「地区別事前復興まちづくり計画（案）」の策定に取り組むとともに、地域でのワークショップを実施し、地域と共に「地区別事前復興まちづくり計画」の策定を進める。

(5) 「チャレンジできる街，高知市」

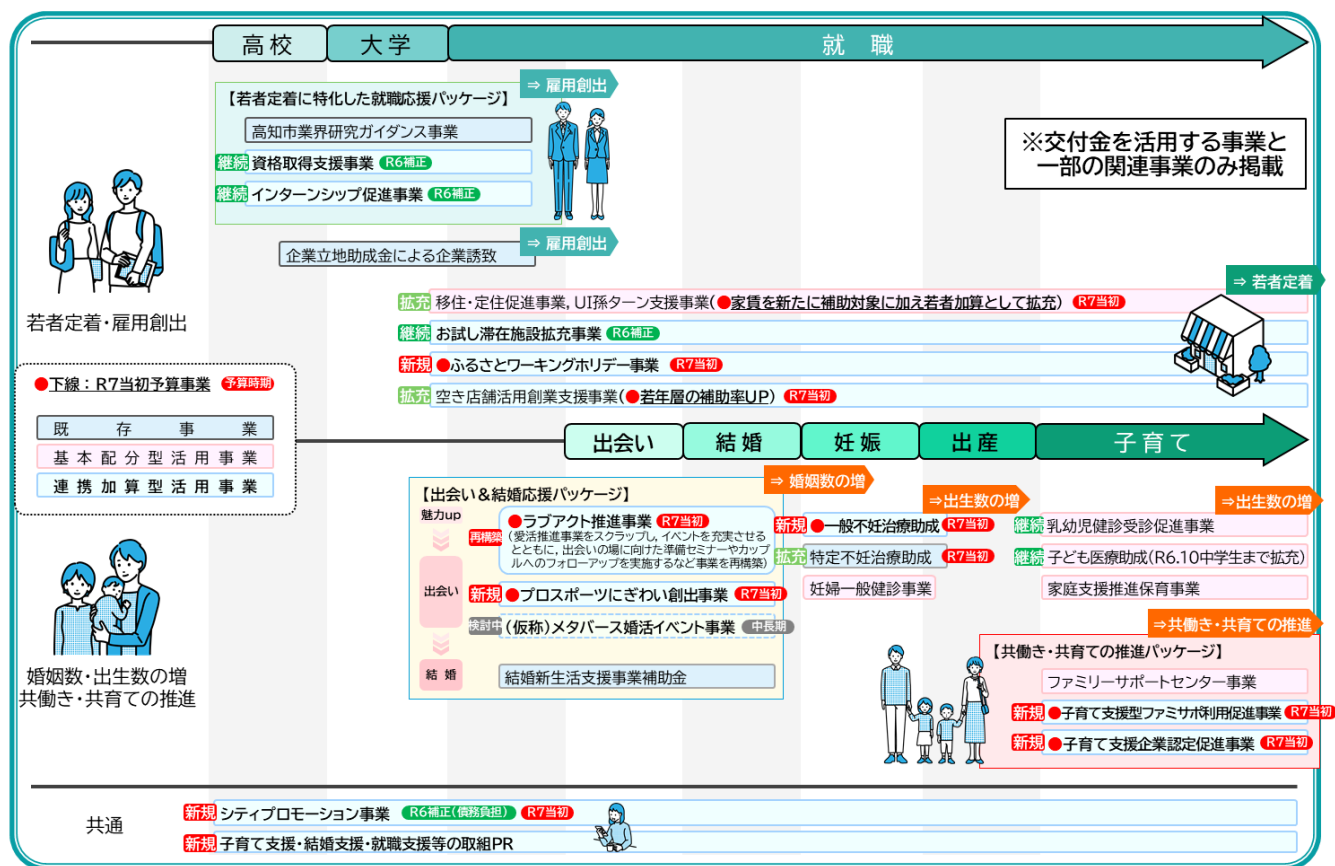
- ① 国が推進するデジタル社会の実現に向け、住民に身近な行政サービスを担う基礎自治体として、行政サービスや業務そのもの、組織・プロセス等をデジタル化に合わせて変革していく、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を着実に推進し、情報システムの標準化やAI・RPA等の活用により内部事務の効率化を図り、人的資源を企画立案業務や住民への直接的なサービスなどの職員でなければできない業務に振り向け、行政サービスのさらなる向上につなげる。

3 人口減少対策の取組

「高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」に掲げる 2060 年の本市人口 28 万人の堅持に向け、「第 3 期高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和 6 年度～令和 10 年度）」の着実な実施を図る。

「高知県人口減少対策総合交付金」を活用するなど、下図の事業を中心とした若者の就職・創業支援、結婚、出産、子育てなど、ライフステージごとに切れ目のない支援に取り組むとともに、全庁を挙げてより効果的な施策の検討を進めながら、既存事業とも組み合わせた重層的な支援策により、人口減少対策を強力に進める。

また、移住・定住の促進に向け、「第 3 期高知市移住・定住促進計画」に基づき、情報発信の強化やよさこい移住の推進、UI 孫ターン等の促進により、本市に愛着やゆかりのある方への移住支援の強化を図るとともに、地域おこし協力隊の積極的な任用に努めるほか、引き続き二段階移住を推進する。



4 公共施設に係る安全・安心対策の推進

小・中学校をはじめとする公共施設を適切に維持管理するとともに、市民の安全・安心に係る施設整備や修繕、改修などについて、早期の事業着手に努める。

また、急遽、修繕等が必要となった場合、公共施設保全事業（10,000 千円）による対応や既存予算の流用、予備費の活用、さらには、補正予算の計上などによる対応を検討する必要があるため、特に、市民の安全・安心に係るものについて、速やかに財政課や財産政策課と協議すること。

5 令和7年度重点施策（※は新規事業を含む施策）

【政策企画部】

- ・基幹業務システムの標準化の推進
- ・※D X（デジタル化）の推進

【総務部】

- ・※ホームページリニューアル事業

【防災対策部】

- ・事前復興まちづくり計画策定事業
- ・マンホールトイレ整備事業
- ・※民間事業者防災資機材等整備事業費補助金

【財務部】

- ・公共施設L E D化推進事業
- ・公共施設マネジメント推進事業

【市民協働部】

- ・高知市型共生社会の実現に向けた取組（市民と行政のパートナーシップ事業）
（他部局の予算を含む）
- ・※斎場式場棟整備事業

【健康福祉部】

- ・低所得者支援・定額減税補足給付金給付事業
- ・※高齢者带状疱疹予防接種事業
- ・動物愛護センター整備事業費負担金
- ・生活困窮者自立支援事業

【こども未来部】

- ・※こども計画策定事業
- ・産後ケア事業

【環境部】

- ・※エコ・パーク宇賀整備事業

【文化観光スポーツ部】

- ・※観光施策
- ・よさこい高知文化祭2026準備事業
- ・※高知ユナイテッドSC支援

【商工振興部】

- ・※中小企業振興に関する取組
- ・れんけいこうち地場産品販路拡大推進事業
- ・れんけいこうち新市場開拓支援事業
- ・中心市街地活性化計画推進事業

【農林水産部】

- ・※畜産振興施策
- ・※森林環境譲与税活用事業
- ・※鏡小浜地区こどもの広場整備事業
- ・農地基盤整備推進事業（※介良沖ノ丸地区農地基盤整備事業）
- ・仁ノ地区排水路整備事業

【都市建設部】

- ・※都市空間情報デジタル基盤構築支援事業費負担金
- ・旭駅周辺市街地整備事業
- ・住宅耐震化推進事業
- ・※居住サポート住宅等推進事業費補助金
- ・※六泉寺町市営住宅等再編事業
- ・※公園施設 LED 化推進事業
- ・愛宕町北久保線（愛宕町工区）街路整備事業
- ・曙町西横町線（中工区）街路整備事業，鴨部北城山線（第 2 工区）街路整備事業
- ・橋梁震災対策事業

【上下水道局】

- ・下水道雨水整備・地震対策（下知ポンプ場改築事業）
- ・水道管路耐震化事業
- ・マンホールトイレ整備事業〔再掲〕

【消防局】

- ・※車両動態管理システム整備事業
- ・消防署所建設事業

【教育委員会】

- ・学力向上推進事業
- ・小中学校等施設整備事業
- ・※屋内運動場空調設備整備事業（特別支援学校）
- ・※高等学校 D X 加速化推進事業
- ・※高知商業共創プロジェクト事業

6 その他留意すべき事項

- (1) 「れんけいこうち広域都市圏」では、「第2期れんけいこうち広域都市圏ビジョン」に基づき、本市がけん引役を果たしながら、圏域市町村が連携することにより、スケールメリットやシナジー効果を発揮し、共通課題に対する施策を効率的・効果的に進める。
- (2) 国の内示等のタイミングなど、国や県の動向に十分留意し、時機を逸することなく工事発注等を行うこととする。
- (3) 南海トラフ地震対策など、国の動向に留意し、本市の財政に対する影響を把握した上で、交付税措置の有利な補正予算債の活用による前倒しで補正予算を編成するなどの取組を的確に行うこととする。
- (4) 職員が自らの能力を発揮し、意欲的に業務に従事することで、業務の質の向上や効率化につながることを踏まえ、職員が健康で活き活きと業務に従事できる職場づくりのための取組として、時間外勤務の縮減など、働き方改革を推進することが重要となっている。本市ではこれまでも、時間内での業務遂行を基本とし、時間外勤務の縮減の取組を進めてきたところであるが、平成31年4月施行の改正労働基準法の趣旨を踏まえ、時間外勤務の上限規制について条例・規則の改正を行い、令和2年4月から施行しており、「時間外勤務の縮減に関する指針」に基づき、働き方改革を推進し、健康で活力のある職場づくりによる公務能率の向上に取り組むこととする。
- (5) 次世代を担う子どもを安心して生み育てるための環境整備の一環として、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」において、地方公務員における男性職員の育児休業取得率の政府目標が大幅に引き上げられたことを踏まえ、本市においても「高知市特定事業主行動計画」で定める男性職員の育児休業取得率の数値目標を引き上げるとともに、育児休業取得を促進するための取組の充実を図る。